

東アジアにおける都市化問題プロジェクト 2023（令和 5）年度における研究成果のあらまし

このプロジェクトは、2022 年度まで当センターで実施した「原子力に関する国境を越えた住民参加システムの構築に向けた国際共同研究プロジェクト」で得られた都市における合意形成のメカニズムに関する知見を活用して研究を進めています。



本年度は、まず前プロジェクト成果に基づいて、日本公共政策学会関西支部でのシンポジウム「原子力政策の転換点-田中良弘編著『原子力と住民参加』（第一法規、2022 年）を中心に-」で報告・討論を行いました（2023 年 7 月、



写真右)。その内容をかいつまんで紹介すると、最初に「原子力政策の転換点」に当たって住民参加の意義も従来とは変わっていることを指摘しつつ、原子力分野（広く言えば科学技術分野）における住民参加のあ

り方について問題提起がなされました。これに対して、環境情報へのアクセス、意思決定における住民参加、司法へのアクセス確保などが、国際的に標準化されつつあること、そしてその動きを踏まえば日本の制度・運用は国際標準から乖離している、などの指摘がありました。

次に、昨年度に引き続き都市化問題の1つである墓地の問題を取り上げて検討を進めてきました。墓地や納骨堂は、人の一生の最後にほぼ誰が必要とするものです。ただし、



「ほぼ」と書いたように海への散骨や樹木葬等の「墓地の多様化」が進んでいるのもまた事実です。それでも、高齢化社会を迎え、それと同時に家族の形態に変化の生じた日本では、墓地などの管理を誰が行うかは一人一人が考えなければならない

問題となっています。

そもそも、どうして墓地は必要なのでしょう。宗教や風俗の観点をはじめとして、公衆衛生の観点も重要でこの点に着目すると行政が提供するべきサービスということができるかもしれません。実際、地方自治体が管理する公営墓地などは全国至る所にあります。ただし、その数は需要を十分に満たすには至っていません。そこで、民間の墓地などが登場することになりますが、このような墓地などはいつまで借りることができるのでしょうか。マンション型の納骨堂などには建物の寿命があるはずですし、その民間会社が倒産してしまったら預けた遺骨はどうなるのかなど、様々な問題が考えられると同時に、これらの問題はすでに現実には起こっていることでもあるのです。このような問題に対して本プロジェクトでは現在、民法、行政法、政治学、行政学の観点から検討を進めています（写真左は、2024年3月にときめいとで開催された研究会の様様）。

その成果の一端を来年度 6 月開催の日本公共政策学会で報告・討論（「超高齢化社会と公共政策 ―法学の観点から―」）することになっています。